

宇治市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 2 月 23 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏
小 山 茂 樹
森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成26年度健康福祉部及び教育部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成26年10月31日から同年12月22日まで

第4 監査の概要

この監査は、健康福祉部年金医療課及び国民健康保険課における事務事業のうち、主として平成26年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務及び教育部学校教育課(学校実地監査)を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

子育て支援医療費支給費支出状況(年金医療課)

葬祭費・出産育児一時金支出状況(国民健康保険課)

人間ドック受診補助金支出状況(年金医療課)

半日人間ドック及び脳ドック受診補助金支出状況(国民健康保険課)

健康診査委託料支出状況(年金医療課)

委託料支出状況(国民健康保険課)

備品管理状況

学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 年金医療課

(1) 子育て支援医療費支給費支出状況について

印刷製本費の支出について、支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 健康診査委託料支出状況について

平成 22 年度の前回定期監査において、医療機関からの請求の遅れが見受けられたと指摘した点については、委託契約書における請求手続規定が改定され、改善されていた。

2 国民健康保険課

(1) 葬祭費・出産育児一時金支出状況について

葬祭費に関して、前渡資金の年度別管理が不十分な状況が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 半日人間ドック及び脳ドック受診補助金支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、医療機関からの請求の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。適正な処理が行えるよう事務改善されたい。

3 学校教育課

(1) 学校実地監査について

榎島中学校、西小倉中学校、神明小学校、笠取小学校について、学校概要、危機管理対策、公印管理状況、備品管理状況、薬品管理状況及び郵券等管理状況を中心に、関係教職員からの説明を求めた。

いずれの学校についても、調査対象に関して特に指摘する事項は見当たらず、各学校とも地域の特性と向き合い、生かしながら特色ある教育活動に取り組まれていた。今後も児童・生徒の安全を確保するため、危機管理体制の強化に各学校が努められ、教育委員会においても各学校と十分に連携を図り、適正な事務の執行管理及び積極的な学校支援に取り組まれるよう、また宇治市教育振興基本計画等に基づき、これからの時代にふさわしい教育施策の推進に努められるよう期待する。

なお、学校における徴収金については、取扱いの決まりを遵守し、細心の注意を払いながら管理に携わることを要望する。

